

床上操作式クレーン運転技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：令和11年3月30日)

つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転業務については、労働安全衛生法により、クレーン・デリック運転士免許又は登録教習機関が行う「床上操作式クレーン運転技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。なお、当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。(安全衛生法第61条 施行令第20条第6号 クレーン第22条)

1. 受講資格 受講資格の制限はないが、満18歳以上の者でないと就業できません。

2. 学科開催日時・会場・定員

| 開催月日時 | 会場 | 定員 |
|--|-------------------------------|-----|
| 令和6年6月10日(月) 11日(火) 8時50分より(受付8:30～) | 松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会 | 60名 |

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 実技開催日時・会場

| 開催月日時 | 会場 |
|---|--------------------------------------|
| 6月19・20・21・24・25・26日 講習時間 8:00～17:00(修了試験含む) | 出雲市長浜町1372 長浜工業団地内 島根オートリサイクルセンター |

※実技は、上記日程のうち一日とし、本人へ学科最終日に決定し通知します。

※申込人数により実技の日程(各班10名)を変更する場合があります。

4. 学科講習科目・時間割

| | 科目 | 時間割 | 時間数 |
|-----|--------------------------------------|-------------|-----|
| 第一日 | オリエンテーション | 8:50～9:00 | |
| | 床上操作式クレーンに関する知識(休憩10分含む) | 9:00～12:10 | 3 |
| | 《昼食・休憩》 | 12:10～13:00 | |
| | 床上操作式クレーンに関する知識 (続・休憩10分含む) | 13:00～16:10 | 3 |
| | <休憩> | 16:10～16:20 | |
| | 関係法令 | 16:20～17:20 | 1 |
| 第二日 | 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学 (続・休憩10分含む) | 8:50～12:00 | 3 |
| | 《昼食・休憩》 | 12:00～12:50 | |
| | 原動機及び電気に関する知識(休憩10分含む) | 12:50～16:00 | 3 |
| | <休憩> | 16:00～16:05 | |
| | 修了試験(16:05から試験説明開始) | 16:10～17:10 | 1 |

実技講習科目・時間割

| 科目 | 時間割 | 時間数 |
|--|-------------------|-----|
| 床上操作式クレーンの運転(休憩 20 分含、昼休憩 12:00~12:40) | 8 : 00 ~ 15 : 00 | 6 |
| 床上操作式クレーンの運転のための合図 | 15 : 00 ~ 16 : 00 | 1 |
| 修了試験 | 16 : 00 ~ 17 : 00 | 1 |

5. 講習科目の受講の一部免除

| 受講の免除を受けることができる者 | 免除科目 |
|--|---|
| 1. 移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛技能講習を修了した者 3. 旧クレーン則第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者 | ○床上操作式クレーン運転のために必要な力学 ○床上操作式クレーン運転のための合図 |
| 以下の業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者 (1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷とともに移動する方式のクレーン及び跨線テルハを除く）の運転の業務 (2) つり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーンの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） (3) 以下の業務に 6 ヶ月以上従事した経験を有する者 (4) 制限荷重 5 トン未満の揚化装置の運転 (5) つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンの運転 (6) 床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線テルハでつり上げ荷重が 5 トン以上のものの運転 (7) つり上げ荷重が 5 トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く） (8) つり上げ荷重が 5 トン未満のデリックの運転 (9) つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 | ○床上操作式クレーン運転のための合図 |

6. 受講料・テキスト代（税込） ※インボイスは領収証発行で対応します。

| 区分 受講科目 | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
|------------|---------|--------|---------|
| 全科目受講者 | 27,500円 | 1,705円 | 29,205円 |
| 一部免除者 | 26,400円 | 1,705円 | 28,105円 |

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ次項郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（振込金受取書の写しに講習の種類、受講人数、金額を明記したものを受講申込書の裏面に添付し、その受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

(口座名) シヤシマネロウトウキジュンキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

7 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。

1 4 日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

* 開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

8. 携行品・服装

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際は、床上操作式クレーンの運転が可能な服装とし、手袋、ヘルメット、安全靴を必ず携行してください。

9. 修了証について

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

10. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

11. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。

（島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。）

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話0852-20-7022）

12. お問い合わせ・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

※受講番号

※修了証番号

床上操作式クレーン運転技能講習 受講申込書

| | | | | | |
|---|---|--|---------------|---------------|-------|
| ふりがな | | | 印 | 開催月日 | 受講地 |
| 受講者 氏名 | | | | 6月10日 ～11日 | 松江市 |
| 旧姓等併記の希望 旧姓等記入欄 | □ (希望者は□にレ点) () ※注3 | | 生年月日 | 昭和 平成 | 年 月 日 |
| 住所 | (郵便番号 —) | | | | |
| 勤務先 | 名称 | (TEL — — FAX — —) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。 | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 —) | | | |
| 講習一部 免除科目等 (該当する番号に○をして、裏面に免許証、修了証の写しを貼付してください) | 【免除科目】 | | | | |
| | 1. 床上操作式クレーン運転のために必要な力学 2. 床上操作式クレーン運転のための合図(実技) | | | | |
| | 【6ヶ月以上従事関係】 | | | | |
| | (1) つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷とともに移動する方式のクレーン及び跨線テルハを除く)の運転の業務 (2) つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務(道路上を走行させる運転を除く) (3) 以下の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 (4) 制限荷重5トン未満の揚化装置の運転 (5) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 (6) 床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線テルハでつり上げ荷重が5トン以上のものの運転 (7) つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) (8) つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 (9) つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 <div style="text-align: center;"> □年□月から□年□月まで□年□ヶ月間 上記業務に従事しました。 </div> | | | | |
| 証明 | 上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 役職名 氏名 印 | | | | |
| 上記のとおり申し込みます。 | | | 島根労働基準協会加入の有無 | | 有 無 |
| | | | 受講料等納入方法 | | 月 日 |
| | | | 振込・現金 | | 円 |

令和 年 月 日 ※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。
(一社)島根労働基準協会 会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、旧姓等が確認できる書類(戸籍謄本、住民票、運転免許証等)を添付してください。

注4 ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。